



- I. 個人情報保護法 改正法案の公表
- II. CCPA 規則案の再改訂版の公表
- III. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年
3月24日号

I. 個人情報保護法 改正法案の公表

執筆者: 河合 優子

3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」)が閣議決定され、公表された。改正法案は、今期の通常国会に提出される見込みであり、成立した場合、一部の条項を除いて公布から2年以内に施行される。個人情報の漏えい等が生じた場合の報告・通知義務の新設、個人情報等の外国における取扱いに対する法適用の範囲の拡大、仮名加工情報の新設、罰金上限額の変更など、重要な内容を含むものであるため、本稿では、改正法案の概要を紹介する。

なお、昨年12月に公表された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」(以下「大綱」)については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2019年12月27日号](#)を参照されたい。

1. 個人の権利の在り方に関連する改正

(1) 保有個人データの定義の変更

まず、現在の「保有個人データ」には、取得後6か月以内に消去することとなる個人データが含まれない(個人情報保護法2条7項、同施行令5条)が、改正後は、当該除外要件が撤廃される。大綱で示されていたとおり、昨今は短期間で消去される個人データであっても漏えいや拡散等の危険が現実存在することや、6か月以内に消去する個人データも自主的に開示請求等に応じている事業者がみられる状況等に鑑みての修正であると考えられる。保存期間により開示請求等に応じるべき個人データか否かを区別している企業においては、今後、開示請求等に応じる際の社内体制を見直す必要があるだろう。

(2) 開示請求の充実

保有個人データの開示については、現在は原則として書面の交付により行われているが、改正後は、電磁的記録の提供による方法等、本人が開示方法を指定できるようになる(但し、多額の費用を要する場合等の例外は存在する)。加えて、開示請求の対象として、個人データの第三者提供記録も加わる。大綱で示されていたとおり、本人が自己の個人情報のトレーサビリティを確保できるようにするためであると考えられるが、企業においては、これまで以上に確認・記録義務の履行を徹底する必要があると思

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

われる。

(3) 利用停止、消去、第三者提供停止の請求要件の緩和

利用停止、消去等の請求については、要件が緩和される。現在は、不正取得等の一部の法違反の場合に限定されているが(同法 30 条 1 項 3 項)、改正により、当該個人情報取扱事業者において利用する必要がなくなった場合、漏えい報告等が必要な事態が生じた場合、その他本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも請求できるようになる。権利利益が害される「おそれ」という文言に照らすと、請求要件が大きく緩和されたと評価でき、企業によっては請求件数の大幅な増加があり得るところである。なお、改正法案は、個人データの訂正、追加等の請求については、特に要件を変更していない。

(4) オプトアウト規制の強化

いわゆるオプトアウト方式による第三者提供については、制限が強化される。具体的には、通知公表や届出が必要な事項に、個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所(法人の場合は代表者の氏名も含む)、第三者に提供される個人データの取得の方法等が追加される。変更等が生じた場合も通知公表や届出が必要となる。また、偽りその他不正の手段により取得された個人データや、他の個人情報取扱事業者からオプトアウト方式により提供を受けた個人データは、オプトアウト方式による第三者提供の対象外となる。オプトアウト手続を採用している企業においては、適切な通知公表や届出を継続すると共に、提供対象の個人データの範囲を見直す必要がある。

2. 事業者の守るべき責務の在り方に関連する改正

(1) 不適正な利用の禁止

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないことが明記された。

(2) 漏えい報告・本人通知の一部義務化

個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合、個人情報取扱事業者は、同規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないとされた。現行法では、個人情報の漏えいが発生した場合等の報告は義務付けられておらず、報告を行うかの最終的な判断は事業者に委ねられているが、改正により、一定の事象発生時の報告が法的な義務になる。もっとも、報告対象となる事象や報告要領については規則に委ねられているため、今後の制定動向が注目される。なお、大綱では、報告対象となる事案として一定数以上の個人データ漏えいや要配慮個人情報の漏えい等が例示され、二段階の報告方法が示唆されている。

また、報告義務を負うケースでは、当該事態が生じた旨を原則として本人に通知しなければならないとされた。この点も詳細は規則に委ねられている。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方に関連する改正

認定個人情報保護団体制度も拡充される。現在、認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の取扱い全般を対象としているが、改正により、対象事業者の事業の種類や業務範囲を限定して認定を受けることが可能になる。幅広い事業分野を有する企業において、特定の事業分野に対応する適切な認定個人情報保護団体を見つけやすくなり、また、高度な専門性を要し特定の事業分野に限定した認定個人情報保護団体が創設されることが期待される。

4. データ利活用に関する施策の在り方に関連する改正

(1) 仮名加工情報の創設

改正法案では「仮名加工情報」との概念が示された。大綱において「仮名化情報(仮称)」と呼ばれていた概念である。仮名加工情報とは、一定の措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報を指す。また、これに関連して、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等を指す用語として「仮名加工情報データベース等」が、また、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者を指す用語として「仮名加工情報取扱事業者」が、それぞれ明記されている。

「仮名加工情報」の具体的な加工基準は、規則に定められることになっているが、大綱で示されているとおり、匿名加工情報よりも簡易な加工方法が想定されているものと思われる。仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準も規則に定められている。仮名加工情報は、事業者内部における分析行為に限定すること等を条件として、開示請求や利用停止請求等への対応等の義務が緩和されているものであるため、複数事業者間での新たなデータ利活用の取組等において、どこまでこれを活用してメリットを享受できるかについては、引き続き検討が必要である。

(2) 個人関連情報の第三者提供の制限等

改正法案は、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しない情報を指す用語として「個人関連情報」を明記した(但し、定義の条文には記載がない)。個人関連情報取扱事業者(特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等を事業の用に供している者をいう)は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、一定の場合を除くほか、本人同意の存在等、一定の事項を事前に確認しなければ、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならないとされた。提供元の事業者においては個人データに該当しないものであっても、受領側において個人データとして取得する場合には、個人データの第三者提供に類似した規律に服することになるため、留意が必要である。なお、詳細は規則の定めに従われている。

5. ペナルティの在り方に関連する改正

改正法案は、個人情報保護委員会による命令への違反等の罰則の法定刑を引き上げている。例えば、命令違反の場合、現在は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金であるが(個人情報保護法84条)、改正により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。

また、データベース等不正提供罪や同委員会による命令への違反の罰金の上限額については、法人と個人の資力の格差等を勘案し、法人等に対しては最高1億円としている。

加えて、個人情報保護委員会は、その命令を受けた事業者が当該命令に違反したときは、その旨を公表することができるようになる。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方に関連する改正

(1) 域外適用の範囲の拡大

現在、個人情報保護委員会による報告徴収、立入検査及び命令に関する規定は、外国の事業者には適用されないが(同法75条)、改正により、外国の事業者であってもそれらの規定が適用される可能性があり、罰則により担保されることとなる。

(2) 越境移転

改正法案は、本人同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供しようとする場合について、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置、その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならないことを示した。

また、外国にある第三者が体制整備者であることを理由として個人データの越境移転を行った場合、個人情報取扱事業者は、

当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

これらの詳細は規則の定めに委ねられているため、実務上、対応を準備するためには、今後の規則制定の動向に留意する必要があるが、本人への情報提供に備えるという観点からは、個人データの越境移転を行う企業は、規則の制定を待たずに、自社における個人データの越境移転の実態を把握するため、いわゆるデータマッピングに準じた対応を開始することが望ましいと考えられる。例えば、各越境移転の種類ごとに、移転の根拠、移転先企業の所在国、移転先企業における情報取扱の状況(取扱態様、取扱期間、加工の有無、再移転の有無等)、移転先企業の情報保護体制等の把握が必要になると予想される。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。

M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

II. CCPA 規則案の再改訂版の公表

執筆者: 岩瀬 ひとみ

当事務所 [個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2020年2月14日特別号](#)で紹介したとおり、カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」)の規則案については、2月7日及び10日に改訂版(以下「2月改訂版」)が公表され2月25日までパブリックコメント手続に付されていたが、3月11日に再改訂版(以下「3月改訂版」)が公表された。3月改訂版は3月27日までパブリックコメントに付されている。3月改訂版による主な修正項目は以下のとおりである。

- ・ 2月改訂版で加えられた個人情報の定義に関するガイダンス(2月改訂版 999.302)の削除
- ・ 個人情報の売却についてのオプトアウトのロゴ(2月改訂版 999.306(f))の削除
- ・ 金銭的インセンティブの定義の修正(999.300(j))
- ・ 直接消費者から個人情報を収集しない事業者について個人情報の収集に伴う通知を行う必要がないことを明記(999.305(e))
- ・ 雇用関連情報の収集に伴う通知にプライバシーポリシーへのリンクを含めなくてよいことの明確化(999.305(f)(2))
- ・ プライバシーポリシーの記載事項に係る規定の修正(999.308(c)(1)c)
- ・ 消費者からの開示要求・削除要求への対応時のソーシャルセキュリティナンバー、運転免許番号等に係る要件の追加(999.313(c)(4))
- ・ サービスプロバイダが、事業者に代わって、消費者から直接個人情報を取得できるのみならず、消費者に関する個人情報を取得できることの明確化(999.314(b))
- ・ サービスプロバイダによる個人情報の保持・利用・開示に係る修正(999.314(c))
- ・ プライバシーコントロールに関して、消費者によるオプトアウトの選択に係る要件(pre-selected な設定ではなく積極的な選択であること)の記載の削除(999.315(d)(1))
- ・ 消費者データの価値の算定に際しての考慮事項に関する規定の修正(999.337(b))

州司法長官による CCPA の執行が開始するのは7月1日であるが、CCPA 自体は1月1日に施行されており、また、2月には、昨年に生じたとされるデータ侵害に関するものではあるが、CCPA に言及した形でクラスアクションが提起された例も出てきている。規則案は未だ確定版となっていないが、CCPA の適用を受ける事業者は、現状の規則案を踏まえ CCPA 遵守の対応を進める必要がある。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。

Ⅲ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子

1. エジプト

2020年2月24日、エジプト議会が個人情報保護法を承認した。これまでオンラインでの個人情報の収集、保管、処理における保護を規制する法令はなかったが、この法律は、オンラインマーケットにおける個人データを保護し、オンラインショッピングを規制し、SNS におけるデータの不正使用を防止することを目的としている。これにより、通信・情報技術分野での投資の活性化が期待されている。

2. 北マケドニア

2020年2月16日、北マケドニア議会が新しい個人情報保護法を承認した。この新法は、GDPR 類似の規制を北マケドニアの規制枠組みに導入しようとするものであり、同年2月24日に既に施行が開始されている。但し、管理者及び処理者は、施行後18か月間、新法の適用が猶予されている。主な改正点としては、北マケドニア在住の個人に商品やサービスを提供する場合や行動の監視をする場合における域外適用や、前会計年度の年間売上高の2%ないし4%相当額等の制裁金の導入などが挙げられる。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR、CCPA、タイの個人情報保護法を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。ドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020